

令和4年度第1回八街市地域公共交通協議会 議事要旨

開催日時	令和5年6月21日(水) 午後1時30分から午後3時10分
開催場所	八街市役所 第4庁舎 1階 第4会議室
参加人数	23人
事務局	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、令和5年度第1回八街市地域公共交通協議会を開会いたします。</p> <p>私、進行を務めさせていただきます、企画政策課企画政策係齋藤と申します。最初に、配布資料の確認をお願いいたします。</p> <p>①令和5年度第1回八街市地域公共交通協議会次第 ②資料1-1「令和4年度八街市地域公共交通協議会事業報告」 ③資料1-2「令和4年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出決算書」 ④資料2「令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」 ⑤資料3「八街市デマンド型乗合タクシーについて」 ⑥八街市地域公共交通協議会規約 ⑦令和5年度八街市地域公共交通協議会委員名簿 ⑧令和5年度第1回八街市地域公共交通協議会席次表</p> <p>でございます。不足資料がございましたらお申し出ください。</p> <p>次に、本日の出席者は代理出席者を含めまして委員27名中、23名でございます。</p> <p>過半数の出席となりましたので、本日の協議会は成立となります。</p> <p>それでは本日の協議会を開催いたします。 本日の協議会の日程は次第のとおりです。 はじめに八街市地域公共交通協議会 大木会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
大木会長	<p>2. 会長(副市長)挨拶</p> <p>会長を務めさせていただきます、大木でございます。</p> <p>本日は、公私ともにお忙しい中、令和5年度第1回八街市地域公共交通協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、本市では令和3年5月19日に策定しました「八街市地域公共交通計画」に基づき、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業を本年10月2日から実施する予定であり、交通空白地帯の解消に向けて新たな公共交通システムを導入いたします。</p> <p>本日の会議では、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業の計画について、利用者の定義を定めるなど、一部内容の変更があるほか、地域内のバス交通の運行についての支援となります地域公共交通計画の認定申請の説明などが議題となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本市の公共交通の充実のため、ご協力を賜り、様々なご意見をいただきますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、令和5年度を迎えて初めての協議会となり、新しく委員となられた方もおりますので、委員の方々の紹介をさせていただくところではありますが、時間の都合上、協議会名簿をもって自己紹介とさせていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>皆様よろしくお願ひ致します。</p> <p>3. 議題</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。八街市地域公共交通協議会規約第9条の規定により、会議の議長は会長をもって充てることとなっていますので、議事進行については大木会長にお願い致します。</p>
<p>大木会長</p>	<p>まず、議題に入る前に、今年度の人事異動等により副会長と監査委員1名が改選しています。</p> <p>つきましては、本協議会規約第6条及び第15条に基づき、会長から副会長及び監査委員を指名します。</p> <p>副会長は「淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授 松野委員」にお願い致します。</p> <p>また、監査委員につきましては事後報告となりますが、監査を実施する関係上、4月1日付けで「八街市 総務部長 田中委員」を指名しました。</p> <p>ご協力よろしくお願ひ致します。</p>
<p>大木会長</p>	<p>議題（1）「令和4年度事業報告及び令和4年度歳入歳出決算の認定」について</p>
<p>事務局</p>	<p>始めに、議題（1）「令和4年度事業報告及び令和4年度歳入歳出決算の認定」について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議題1「令和4年度事業報告及び令和4年度歳入歳出決算の認定」についてご説明申し上げます。</p> <p>最初に、令和4年度事業についてご報告申し上げます。</p> <p>右上に資料1-1と記載しております資料をご覧ください。</p> <p>令和4年度につきましては、3回の書面開催を含め計5回の会議を開催し、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画(案)の承認、任期満了に伴う委員の改選等を実施いたしました。</p> <p>取り組みにつきましては、記載しておりますとおり、ふれあいバス運行事業、バスの乗り方・交通バリアフリー教室の開催、高齢者外出支援タクシー利用助成事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施となります。</p> <p>続きまして、令和4年度歳入歳出決算書のご説明をさせていただきます。</p> <p>右上に資料1-2と記載しております歳入歳出決算書をご覧ください。</p> <p>はじめに、歳入ですが、予算現額11,062,000円に対しまして、収入済額は10,802,510円となっております。その内訳は、市負担金160,508円、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金10,642,000円、預金利息2円です。</p> <p>次に歳出の説明に移ります。</p> <p>はじめに、総務費8節報償費につきましては、支出済額145,000円です。これは、書面開催を除く協議会開催2回のうち、委員29名分の報償費でございます。</p> <p>次に、総務費12節役務費につきましては、支出済額15,510円です。これは委員報酬の振込依頼手数料でございます。</p> <p>次に、総務費11節需要費につきましては、支出はございませんでした。</p> <p>次に、事業費18節負担金、補助金及び交付金ですが、支出済額10,642,000円です。こちらは、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金となっております。補助金相当額を市に納付するものです。</p> <p>次に、予備費ですが、支出はございませんでした。</p> <p>次に、償還金につきましても、令和2年度からの繰越残額が無いため、支出自体ございませんでした。</p> <p>以上、歳出総額は予算現額11,062,000円に対し、支出済額は10,802,510円とな</p>

	<p>っております。</p> <p>残額の 259,490 円につきましては、市会計に返納しております。</p> <p>なお、本決算書に対する監査につきましては、監査委員であります、石毛委員及び田中委員にお願いしたものであります。</p> <p>議題 1 についての説明は以上となります。</p>
大木会長	<p>ただいま、事務局から説明のありましたとおり、「令和 4 年度歳入歳出決算」については、去る 6 月 5 日に石毛委員及び田中委員に監査をしていただきました。</p> <p>それでは、石毛委員から監査報告をお願いいたします。</p>
石毛委員	<p>監査報告をさせていただきます。</p> <p>令和 5 年 6 月 5 日、通帳及び各帳簿類を確認した結果、適正に処理がされておりましたことを、監査報告申し上げます。</p>
大木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました「令和 4 年度事業報告及び令和 4 年度歳入歳出決算の認定」について、質疑はありますか。</p> <p>質疑がなければ、これで質疑を終了します。</p> <p>次に採決をいたします。</p> <p>この議題を認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(場内「異議なし」の声多数)</p> <p>この議題は承認されました。</p> <p>議題（２）令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について</p>
大木会長	<p>次に、議題（２）「令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題 2 「令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」についてご説明申し上げます。資料 2 と記載された資料をご覧ください。</p> <p>令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持事業について、簡単に概要を説明いたします。</p> <p>こちらは国土交通省様の公共交通事業に関する補助メニューで、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通の運行についての支援となっております。</p> <p>当市コミュニティバスである「ふれあいバス」は、八街市と山武市の成東駅を結ぶ幹線系統である路線バスの八街線に接続しており、その幹線系統をフォローする形で市内の各地域を運行しております。</p> <p>今回お諮りさせていただきます、地域公共交通計画の認定申請につきましては、ふれあいバスと路線バスの八街線の幹線系統の確保維持を図るためのものであります。</p> <p>本市につきましては、平成 30 年度から本協議会より申請をさせていただいており、今年度も引き続き申請をしたく、認定申請資料を作成し、今回の議題としてお諮りさせていただきます。</p>

申請案につきましては本協議会の場で協議承認をいただいた後、国土交通省様へ申請し、認可が下りれば、令和6年度事業期間である令和5年10月1日から令和6年9月30日を経て、支援としてふれあいバスの一部運行系統に対して国からの補助金を受けることとなっております。

なお、令和4年度につきましては1,064万2千円の交付を受けております。

それではお配りしております資料の説明に入らせていただきます。

資料2の1ページ目をご覧ください。こちらは地域公共交通計画認定申請書になります。関係書類を添付し、申請をすることになります。

2ページ目をご覧ください。本市地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する記載箇所の一覧表となっております。本確保維持事業を実施するにあたり、必要な計画内容が記載してあります。

3ページ目から7ページ目までは、八街市公共交通計画内の該当箇所の写しを添付させていただいております。既に策定されたものであるから、内容については割愛させていただきます。

8ページ目をご覧ください。右上に別紙と記載されている資料についてご説明させていただきます。

1番の地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性につきましては、内容は一部省略させていただきますが、八街市の公共交通ネットワークの確保をするためにふれあいバス、民間路線バス、タクシーや鉄道などそれぞれが持つ運行特性や役割に基づき相互に補完しあうことが必要であり、特にふれあいバスにつきましては地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であるため、地域公共交通確保維持事業を活用し、国庫補助金をいただきながら安定的に確保維持していくことが必要であると考えております。

2番の確保維持事業の定量的な目標・効果につきましては八街市地域公共交通計画の5-5ページに記載させていただいておりますが、ふれあいバスの年間利用者数を86,000人で設定しております。令和4年度につきましては、実績が86,171人と目標値を上回ることができました。令和3年度と比較し、10,469人の増となっており、現状増加傾向（前年比1割強）であります。計画記載の令和元年度の現況値を目標として記載させていただいております。公共交通に係る市の年間財政負担額につきましては52,201千円と令和元年度の実績に収めるように目標設定させていただいております。

「(2)事業の効果」といたしましては、ふれあいバスの運行を維持することにより、民間路線バス等の運行していない地域の交通弱者等の日常生活に必要な移動手段が確保されることに加え、平成29年10月からふれあいバスターミナルを八街駅南口に移設しておりますので、広域幹線・幹線・支線のネットワークが連携して効率的な運行体系が実現でき、さらには外出支援・地域活性化につなげることができると考えております。

3番、2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体といたしましては記載しておりますとおり、バス運行事業者様と協力して目標を達成していきたいと考えております。

9ページをご覧ください。4番につきましては添付しております表1に(12ページ目)に運行予定者および補助対象となる運行系統の一覧を記載しております。

5番から9番については記載のとおりです。

10ページをご覧ください。10番目の地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要につきましては、添付しております表5(13ページ目)をご覧ください。人口集中地区以外という箇所に58,686人と記載しておりますが、こちらは令和2年の国勢調査の人口から同じく国勢調査の人口集中地区人口を引いた人数を記載しております。また下段に八街市地域公共交通計画の策定年月日を記載しております。

	<p>す。</p> <p>11番から17番につきましては該当がございません。 続きまして、11ページをご覧ください。</p> <p>18番の協議会の開催状況と主な議論につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>19番の利用者等の意見の反映状況につきましては八街市地域公共交通計画作成の際の意見の反映について記載しております。</p> <p>議題2の説明については、以上となります。</p>
大木会長	<p>ただいま、事務局から説明のありました「令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、質疑はありますか。</p>
中村委員	<p>令和4年度のふれあいバス乗車人数実績が出ている一方で、現況値は令和元年度の数字を使っているのはなぜか。</p>
事務局	<p>現在の公共交通計画は令和3年に策定したものとなっております、公共交通計画の設定期間は5年間となっております。</p> <p>そのため、現況値は現在の公共交通計画策定時点の数値となっております、令和元年度の現況値となっております。</p>
中村委員	<p>納得はできないが、了承した。</p>
大木会長	<p>質疑はありませんか。 質疑がなければ、これで質疑を終了します。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(場内「異議なし」の声多数)</p> <p>この議題は承認されました。 事務局におかれては、速やかに国土交通省への申請を行ってください。</p>
大木会長	<p>議題3 八街市デマンド型乗合タクシーについて 次に、議題(3)八街市デマンド型乗合タクシーについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題3「八街市デマンド型乗合タクシー」についてご説明申し上げます。資料3と記載された資料をご覧ください。</p> <p>資料3と本日お配りさせていただいた、A3用紙の「八街市デマンド型乗合タクシー実証運行の区域図」をご用意ください。</p> <p>八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画につきましては、令和4年度第2回及び第4回八街市地域公共交通協議会にて承認いただいているところです。</p> <p>前回からしばらく時間が空いておりますので、事業概要について、改めて説明させていただきます。</p> <p>まずは、資料3、3枚目の(2)デマンド交通の導入についてをご覧ください。</p> <p>八街市では、路線バスやコミュニティバスは運行コースが決まっております、運行コースから外れた場所に住んでいる人が利用しにくい点や、交通空白地域が点在することから、これらの解消が課題となっております。</p> <p>令和3年5月19日に策定しました八街市地域公共交通計画の実施施策の中で、「施策7 移動ニーズに応じた外出支援策の見直し・導入」を掲げ、交通空白地域</p>

の解消、高齢者外出支援タクシーの代替策、持続可能な公共交通の構築を検討し、調整ができた時点で実施することとしています。

これらの事情を踏まえ、市民の市内移動を支える既存のバス交通や民間タクシーを基軸として、これらを補完する交通システムとして、「デマンド交通」を導入しようとするものです。

A3用紙の「八街市デマンド型乗合タクシー実証運行の区域図」をご覧ください。

左側の地図で、八街市を通るJR総武本線の線路を基準として、線路の北側を北部運行区域、南側を南部運行地域に分けています。

北部運行地域は運行車両1台、南部運行地域は運行車両2台で運行します。

右側をご覧ください。乗降ポイントを市内に設置します。北部運行区域、南部運行区域、共通乗降場所に分かれており、登録者の住んでいる地域によって、運行区域が異なります。

また、共通乗降場所については、北部地域・南部地域に限らず、目的地とすることができます。

利用方法は、事前登録制の予約制となっており、利用者は、申請書を提出し、自宅等を乗降場所として設定します。

専用のコールセンターを設けますので、電話等により時間帯と目的地(乗降ポイント)を伝えて予約し、自宅までタクシーが配車されます。

乗合タクシーなので、同一時間帯に他の予約者がいれば、乗り合わせて、乗降ポイントまで向かいます。

以上が、事業の概要となります。

それでは議題の内容に移らせていただきます。

現在事業開始に向けて準備を進めていく中で、現行の計画では、利用対象者や介助者、障がい者等の定義が定められていないため、判断に迷う事例が生じる可能性が考えられます。

よって、計画の一部を変更するものであります。

資料3の1枚目、新旧対照表をご覧ください。

1.1 利用対象者

全市民としているところ、市内在住者（現に住所を有する者）といたしました。

1.2 介助者

新たに項目を設けました。利用者の内、介助を必要とする者と同乗する者としました。

これは、介助者が市内在住者でなくても利用することができるようにするためです。

2.0 料金

障がい者の定義を定めた者です。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者としました。

2.1 システム

ITシステムの導入予定としていますが、システム会社が決定したことから、予定を削除しました。

2.2 利用者登録

現行では、介助者が市内在住でなければ利用できないものになっていたことから介助を必要とする利用者の利用機会を確保するため、介助者については、市外の方でも利用できるものとし、利用者登録を不要としました。

2.3 予約方法

現行では電話予約のみになっていますが、システム会社が決定したことで、他の予約方法も対応出来るようになりました。

インターネット予約のほか、障がい者の利用機会を増やすためFAXによる予約も可能とするものです。

	<p>最後に付けております資料が、今説明させていただいた内容を反映した、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画になります。</p> <p>議題3の説明は以上となります。</p>
大木会長	<p>ただいま、事務局から説明のありました八街市デマンド型乗合タクシーについて、質疑はありますか。</p>
山本委員	<p>(1) 年齢が75歳以上の高齢者について料金の配慮が出来ないか。</p> <p>(2) 認知症の傾向が高いシニアクラブ連合会の会員を認知症の進行を抑える目的で外に連れ出すことがよくあるが、認知症の傾向が高い会員を介助する場合について料金の配慮は出来ないか。</p>
事務局	<p>(1) 高齢者の利用者が多いと予測し、料金設定行いました。利用料金500円の設定をまず行い、小中学生や障がい者等は利用料金300円という設定にしましたので御理解いただきたいです。</p> <p>(2) デマンドタクシーの対象者は1人で乗車できる人を基本としております。認知症の方で身体障害者手帳等をお持ちの場合は利用料金300円で利用できます。しかしながら、認知症の方で身体障害者手帳等をお持ちでない場合は、利用料金500円となります。事務局としましては、この制度で実証実験を始め、今後の利用状況等を精査し改善していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。</p>
山本委員	<p>シニアクラブ連合会の関心は非常に高く、年齢を重ねるにつれて、障がい者と同じようになっていくので、その点を配慮していただきたい。</p>
大木会長	<p>デマンドタクシーを維持継続していくためには500円のご負担をお願いしたいと考えます。</p> <p>また、身体障害者手帳等をお持ちでない認知症の方については、判断が難しいと考えますが、今後の課題として検討致します。</p>
湯浅委員	<p>利用料金が300円になる方は身体障害者手帳等を有する人となっているが、介護保険の要介護認定を受けている場合は割引対象か。</p>
事務局	<p>今回の制度の中では、含んでおりません。</p>
中村委員	<p>(1) 利用対象者の住所を有する者とは具体的にはどういった者なのか。</p> <p>(2) インターネット予約とは具体的にはどういった予約方法なのか。</p>
事務局	<p>(1) 利用対象者については、住民基本台帳に記載されている者を対象と考えております。</p> <p>(2) インターネット予約については、現在調整している段階ですが、HP上で登録をしていただく予定です。</p>
中村委員	<p>(1) について、具体的に計画に記載すべきではないか。</p>
事務局	<p>事務局としましては、あまり具体的に記載しすぎると、利用者がイメージ出来ないと考えたため、今回の記載と致しました。</p>
大木会長	<p>予約の方法については、誰もが使いやすいような予約方法であるべきと考えますので、事務局にはより良い予約方法を検討していただきたいです。</p>

石毛委員	<p>実証運行するに当たって、近隣市町で既に行われているデマンド交通について調査はしているか。</p> <p>また、調査しているのであれば、近隣市町で行われた際のメリット、デメリットを把握し、八街市で運行する際に活用しているのか。</p>
事務局	<p>制度を検討するに当たって、他県を含め、他市町の調査をしております。</p> <p>例示すれば鹿島市、矢板市、富里市、東金市、山武市及び酒々井町です。</p> <p>他市町のメリット・デメリットを参考にし、八街市の実情や予算規模を勘案し、デマンドタクシーを始めさせていただきます。</p> <p>わからない内容もあると思いますが、まず実証実験として初め、改良していき、より良いものにしていきたいと考えております。</p>
石毛委員	乗降するに当たって、一貫したシステム、乗降したい場所はどのタイミングで指定されるのか
事務局	<p>自宅の場合ですと、どこで乗り降りしたいのかを明示していただいております。</p> <p>お店等の行き先ですと、広い場所であれば、停留場所を作り、なるべく乗降者と場所の相違がないように運用します。</p>
越川委員	予約の仕方等の講習はやっていただけるのか。
事務局	講習については実施予定であり、少なくとも3回は開催する予定です。
山本委員	<p>各シニアクラブの会長が理解し、会員に説明出来るようにしていただきたい。</p> <p>毎月第一水曜日に会長会議を開催しているので、来ていただいて説明していただきたい。</p>
事務局	検討させていただきます。
大木会長	利用方法について、文書ではわかりにくい部分があるので、イラスト等を使った説明をしていただきたいと存じます。
中村委員	デマンド交通が全国で普及していない理由は、利用する側の認識と普及する側の認識に相違があることが原因と考えられる。運行開始前にしっかりと説明会を開催すべき。
大木会長	<p>デマンド交通のデメリットは「乗り合い」や「乗り合った人に家を知られてしまう」、「時間が正確でない」等ありますが、実施する上で必ず発生してしまう問題です。一方で、メリットは「ワンコイン500円」で運行区域内の目的地に到着できるといったものです。</p> <p>このことから、メリットデメリットを周知した上で市民の皆さんに使用していただけるよう周知する必要があると考えます。</p>
飯塚委員	実証実験の成功、失敗は何をもって判断するのか。
事務局	<p>事業実施に当たり、実証実験のため、基本的には事業を継続させるためにどのように改良を加えてより良い事業にしていくかを考えていきます。</p> <p>ある程度、目標を定めて実施していきたいと考えております。</p>
飯塚委員	最終的に外出支援タクシー事業とデマンド交通事業を比較して外出支援タクシー

	の方が良いという市民が多くいた場合は事業を継続するのか。
大木会長	<p>外出支援タクシーは65歳以上で免許を持っていない方が対象であり、一部の市民が対象となっています。一部の市民が対象となっていることについて、不公平だとの意見がある一方で、デマンド交通は全市民が利用出来る事業となっております。</p> <p>実証実験の中で、継続の可否を検討しますが、八街市としましては、市民の皆様が使いやすいように改善していき、実施を継続したいと考えておりますので、実施を中止するという考えは今のところございません。</p>
山本委員	南部老人憩いの家を乗降場所に入れていただきたい。
事務局	南部運行区域の中に入れてさせていただきます。
中村委員	運行を実施する際に利用者側の意見は聞いているのか。
事務局	実施に関する要望書を受けており、それを意見と受け止めている。
中村委員	実際に利用する人の声を聞いた上で実証実験を開始すべきではないか。
事務局	<p>説明会を開催し、その中で意見があればもちろん反映させていく所存です。</p> <p>しかしながら、地域の事情や予算の都合等がある中で、出来る範囲で、改善していこうと考えております。</p>
中村委員	市の事情もあるだろうが、利用者側の意見を集約し、より良い事業ににしていきたい。
松野委員	<p>需要をまとめることが公共交通である。</p> <p>八街市のデマンド交通では、利用対象者を住民基本台帳に記載している人に限定しており、観光客や住所を移していない大学生が利用出来ない。</p> <p>公共交通で求められることは、移動したいと思う人が自由に移動できることから、自治体として移動する権利を守ることにについてどのように考えているか。</p>
事務局	<p>公共交通は、誰でも利用できるということは考えておりますが、今回のデマンド交通は八街に住まわれている人に対しての移動手段として、市民の利便性の向上を重視して、行う事業となっております。</p> <p>八街市民で、八街市内の移動が困難な方に対する事業として考えております。</p>
松野委員	移動したいと思う人が自由に移動できる権利を守るために、利用対象者を住民基本台帳に記載している人に限定すべきではないと考える。
大木会長	<p>たしかに、人々の移動権利を奪ってはならないと考えます。</p> <p>八街市としましては、まず住民の福祉の向上に努めることが大切であるから、御理解いただきたいと存じます。</p>
福田委員	他の公共交通、特にふれあいバスとの兼ね合いについてどう考えているのか。
事務局	八街全体の公共交通としては利用の頻度が変わっていくと考えておりますが、様々な公共交通がお互いに共存出来るような制度を考えております。

	<p>また、公共交通計画を見直しをする段階でふれあいバスとの兼ね合いについては精査していきたいと考えております。</p>
大木会長	<p>デマンド交通の実施に当たっては、ふれあいバスの廃止も検討しました。しかしながら、ふれあいバスは定時、定路線で行っており、通院や通学等で使用している市民もいることから廃止せず運行を継続としました。</p>
福田委員	<p>ふれあいバスの乗客がいない区間等は廃止するのか。</p>
大木会長	<p>利用者が少ない停留所に関しましては、見直しをして、廃止しております。</p>
高橋委員	<p>(1) 予約はいつからなのか。 (2) 回数制限はあるのか。 (3) 運行時間が8時～17時というのはデマンドタクシーが乗客を乗せている時間のことを指すのか。</p>
事務局	<p>(1) 予約の開始は1週間前から当日の30分前までです。 (2) 現段階制限では回数制限を設けることは考えていません。 (3) 運行時間は、デマンドタクシーが乗客を乗せている時間のことを指します。</p>
高橋委員	<p>(2) について回数に制限を設けないと、予約をキャンセルされた場合に本当に乗りたい人が予約が出来ないということが生じるのではないかと。</p>
事務局	<p>(2) については実際に運行してみて、状況を判断していきたいと考えています。</p>
高橋委員	<p>利用者の状況を良く分析することを心がけていただきたい。</p>
大木会長	<p>質疑はありませんか。 質疑がなければ、これで質疑を終了します。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(場内「異議なし」の声多数)</p> <p>この議題は承認されました。 以上で、本日の議題については終了となりますが、次第のその他報告事項に入る前に、質疑等はありませんか。 何もなければ、これで議題を終了し、次第4. その他報告事項にうつります。</p>
大木会長	<p>4. その他報告事項 その他でございますが、事務局より何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からは特にありません。</p>
大木会長	<p>全体を通して、質疑や意見などはありますか。</p>
中村委員	<p>ふれあいバスの運行を考える際に「交通空白地域」という言葉が出てくるが、「交通空白時間」ということも考えていただきたい。</p>

大木会長	「交通空白時間」については、今後の重大な課題になって来ると考えます。
大木会長	他に質疑やご意見などはございませんか。 ないようでしたら、進行を事務局に戻したいと思います。
事務局	<p>5. 閉会</p> <p>皆様、大変お疲れさまでした。</p> <p>なお、報償費のお支払いにつきましては、7月中旬頃を予定しておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第1回八街市地域公共交通協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>